

いすみ市お試し居住 利用規約

（目的）

第1条 いすみ市への移住を検討している者を対象に、一定期間市内に居住し、いすみ市の風土及び日常生活を体験できる機会を提供することにより、本市への移住促進を図ることを目的とする。

（利用者の義務）

第2条 施設の移用を許可された者（以下、「利用者」という）は、この規約を誠実に守り、施設の保全と秩序の維持に努めなければならない。

（利用資格）

第3条 利用者は、いすみ市外に在住している者のうち市長が認めた者とする。

（施設の名称）

第4条 お試し居住施設の名称は、次の表のとおりとする。

No.	名称
1	山田お試し居住施設 A
2	山田お試し居住施設 B
3	大原お試し居住施設 A
4	椎木お試し居住施設 A

（利用期間）

第5条 施設の利用期間は利用開始日から1週間以内とする。

（利用料金）

第6条 施設の利用料金は1週間（6泊7日）15,000円とし、利用期間が1週間に満たない場合も日割り計算はしない。

- 2 利用者は前項の利用料金を、利用開始日に施設管理者へ全額納付しなければならない。
- 3 既に納付された利用料金は、これを還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 食事等の生活費は各施設とも自己負担とする。

（利用手続き）

第7条 施設の利用希望者は、「お試し居住施設利用申込書」「お試し居住事前アンケート」に必要事項を記入のうえ、市長へ提出するものとする。

（利用決定）

第8条 市長は前項の規定による申込書の提出を受けたときは、利用の可否を検討し、決定する。

（協力事項）

第9条 利用者は、利用期間中、次の事項に協力しなければならない。

- (1) 利用期間中、日誌を記入すること。
- (2) 利用終了時に、利用アンケートを記入すること。

（遵守事項）

第9条 利用者は、次の事項を誠実に守らなければならない。

- (1) 建物、附属施設及び備品を大切に扱うこと。
- (2) 施設の整理整頓と清潔を心がけること。
- (3) 盗難に注意すること。
- (4) 利用施設で特に定めた注意事項がある場合には、それを順守すること。
- (5) 1世帯につき、利用は1回までとする。

（禁止事項）

第10条 利用者は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 施設内を無断で改装すること。
- (2) 施設内に危険物を持ち込むこと。
- (3) 建物、附属施設、備品に損傷を与えること。
- (4) 近隣の住民に迷惑をおよぼす行為をすること。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (6) 施設内において、許可なく政治活動、宗教活動をすること。

（防火安全）

第11条 利用者は、防火安全について次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気、電気、ガスの取扱いについて慎重を期すること。
- (2) 廊下、非常口等に障害物を置かないこと。
- (3) 安全装置、火災報知器等の位置とその取扱いを確認すること。

（損害賠償）

第12条 利用者が、故意若しくは過失によって施設及び備品に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

（原状回復）

第13条 利用者は、利用期間最終日に施設内を原状に復さなければならない。

（附則） この規約は、平成28年8月1日から施行する。

- (附則) この規約は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
- (附則) この規約は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
- (附則) この規約は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- (附則) この規約は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- (附則) この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- (附則) この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。